



Title	W T O法の国内規制措置に対する影響
Author(s)	内記, 香子
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47121
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	ない き よし こ 内 記 香 子
博士の専攻分野の名称	博 士（国際公共政策）
学 位 記 番 号	第 20738 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 18 年 12 月 22 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学 位 論 文 名	WTO 法の国内規制措置に対する影響
論 文 審 査 委 員	（主査） 教 授 村 上 正 直 （副査） 教 授 黒 澤 満 助教授 川瀬 剛志

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、WTO 法が加盟国の国内規制措置をどのような形で規律しているのか—WTO 法の国内規制措置に対する影響について、GATT/WTO 紛争解決手続の事例を中心に検証するものである。国内規制措置とは、政府が国内事項を規律するために採る国内規制に係る措置と定義する。

WTO 法と国内規制措置には次のような課題がある。WTO 法は、国家の様々な規律権限に制限を加えており、紛争解決手続で明らかにされるその制限の仕方によっては、国内産品の市場競争に深刻な影響を与えることになる。WTO 協定不適合と判断された多くの場合は、輸入産品に市場を渡すという苦い結末をもたらす可能性が高い。さらに場合によっては、WTO 協定不適合の裁定を受けて制度が改正された結果、環境や安全の保護など重大な政策が損なわれる危険もある。だからこそ、国家がどれだけ WTO に対して規律権限を移譲しているのか、慎重に紛争解決手続において検討されなければならない。WTO 法と国内規制措置の関係とは、WTO による規律と国家による規律のバランスの上に成り立つべきものである。

以上の目的意識の下、本論文では、検討範囲を次のように設定した：①ガット第 3 条の解釈適用問題、②国内規制措置がガット違反と認定された場合の例外条項であるガット第 20 条の解釈適用問題、さらに、WTO 設立によって新たに加わった 2 つの協定、③「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（以下、「SPS 協定」）と④「貿易の技術的障害に関する協定」（以下、「TBT 協定」）をめぐる問題の 4 つである。

これら 4 つの問題を扱う理由は次のとおりである。まず、ガットにおいては、国内規制措置を規律する重要なルールとしては、ガット第 3 条のほか、第 20 条が挙げられる。第 20 条は、違反とされた措置を正当化する例外条項であり、例外条項でどのように違反が免責されるかについてまで検討しないとガットにおける国内規制措置に対する規律の考察は完結しない。また、規制障壁を一般則として規律するガット第 3 条及び 20 条のほかに、ウルグアイ・ラウンドでは規制障壁に関する 2 つの新協定—TBT 協定及び SPS 協定—の交渉・締結が行われた。従って、この 2 つの新協定をめぐる問題をカバーしなければ、国内規制措置と WTO 法の間を考察したことになる。本論文は、上記①②③④の包括的な研究を行うことで WTO 法研究に新たな境地を開くという意味で意義を有している。

以上 4 つのテーマを扱った各章の結論から、本論文全体として、次のような知見が得られた。WTO 法の国内規制措置に対する影響としては、(i) WTO 紛争解決手続においては、WTO パネル・上級委員会が、国内規制措置の持つ正当な政策目的に配慮した解釈適用を行う姿勢が随所に現れており、概ね、WTO による規律と加盟国による規律のバランスが保たれている（①②③より）；(ii) 他方、工業製品の技術的規制の分野においては、紛争解決手続にお

ける TBT 協定の解釈適用によって WTO と加盟国の規律のバランスが追求されるのではなく、相互承認という国家間の協力が推奨され、その国家間の合意が実現される過程において、規制障壁を軽減しようとする WTO の目的と製品の安全性確保などの国家の政策目的のバランスを保つ試みがなされていた（④より）。

論文審査の結果の要旨

申請者・内記香子の博士学位論文は6章からなる。第1章「WTO 法と国内規制措置」によれば、WTO 法が掲げる自由貿易と、国家が国内規制によって追求する非貿易的政策目標との価値対立と調整について、主として GATT/WTO 紛争解決手続の諸事例の分析を通じて明らかにすることが本論文の目的であり、そのため、次章以降でそれぞれ検討される4分野が選択される。

第2章「ガット第3条内国民待遇規程の機能と『同種の産品』の認定基準」では、ガット第3条における「同種の産品」の解釈問題を取り扱うものであり、学説の検討を交えながら、従来事例を分析する。申請者によれば、「同種の産品」の認定基準として国内規制措置の目的を考慮した形での「2段階アプローチ」が「目的と効果のアプローチ」との比較で妥当であり、これによって WTO 法と国家の規律権限の確保と平等な競争条件とのバランスが保たれていると結論する。

第3章「ガット第20条における必要性テスト」は、一般的例外規定である第20条のいわゆる「必要性テスト」（協定違反措置が政策目的との関連で必要かどうかを審査するもの）の解釈適用の変遷を分析する。申請者によれば、WTO 設立前後でその内容に変化がみられ、国家の規制権限がより尊重されるようになったものの、なお、不明瞭な部分が残されている。しかし、このことは逆に、ケース・バイ・ケースの判断により、バランスの確保が可能となるというメリットもあると指摘する。

第4章「SPS 協定の解釈適用」では、SPS 協定における SPS 措置（「人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護するために」とられる措置）を中心に、「貿易と環境」及び「貿易と健康」の問題を検討する。その分析の中心は、SPS 協定の主要3義務についてであり、分析の結果、WTO 法の規律と国家による規律とが適正なバランスを保っていると評価する。

第5章「TBT 協定と相互承認の制度」は、「貿易の技術的障害に関する協定」（「TBT 協定」）における相互承認の制度を取り扱う。第5章は、前3章とやや趣を異にし、その分析対象は、紛争解決手続の事例ではなく、各国の相互承認制度の実態である。申請者によれば、相互承認という協力措置には種々の困難を伴い、その主要な原因には、互いの法制度・手続に習熟する行政コストがあることを指摘する。

第6章「結論」は、以上の各章の検討から得られる本論文全体の結論を示す。すなわち、WTO 法の国内規制措置に対する影響としては、①WTO 紛争解決手続においては、WTO パネル・上級委員会が、国内規制措置のもつ正当な政策目的に配慮した解釈適用を行う姿勢が随所に現れており、概ね、WTO による規律と加盟国による規律のバランスが保たれていること、②他方、工業製品の技術的規制の分野においては、紛争解決手続における TBT 協定の解釈適用によって WTO と加盟国の規律のバランスが追求されるのではなく、相互承認という国家間の協力が推奨され、その国家間の合意が実現される過程において、規制障壁を軽減しようとする WTO の目的と製品の安全性確保などの、国家の政策目的のバランスを保つ試みがなされていたことである。

本論文の第2章から第5章までの各章の初出は、申請者の公表論文（査読付雑誌掲載のものを含む）であり、そのそれぞれが既に学界で高い評価を得ているところ、今回の博士論文において共通の問題意識の下にそれらを再編成し、全体の結論を付すことによってその価値は倍加しているといえる。すなわち、本論文は、特に日本において研究の蓄積が乏しかった WTO 法と国内規制措置との関係という課題について、重要問題を包括的に取り上げ、分析する初の本格的な研究という意義を有する。また、特に事例の検討を含む、諸課題の分析は緻密であり、論旨は明快である。

このように、本論文は、包括的で本格的な研究として学界に貢献するところが大きであると考えことができ、審査委員全員一致の判断により、申請者に博士（国際公共政策）の学位を授与することが相当であると認める。